

City Planning of Tatsuno

第3編

第2次たつの市総合計画

基本 計画

序章

基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた「まちの将来像」の実現に向けて、施策の大綱を推進するため、必要な個々の施策を分野別に体系化し、具体的な内容等を示すものです。

2 計画期間

計画期間は、平成 29 年度からの 5 年間を前期計画、平成 34 年度からの 5 年間を後期計画の計画期間とします。

後期計画については、平成 33 年度の段階での社会情勢、前期計画の進捗状況を踏まえて、必要な見直しを行い策定するものです。

3 基本計画の構成

○施策の体系

基本構想に基づき、施策分野別の体系を示したものです。

○施策分野別の基本計画

基本構想で示す基本目標に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとに基本方針、実施状況と課題、施策の内容、各主体が取り組むこと（期待する役割）、まちづくりの指標、関連する計画を定めたものです。

4 施策の体系

まちの将来像

みんなで創る 快適実感都市「たつの」

1 安全・安心なまちづくりへの挑戦 自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいくなるまち	
節	施策
自然を大切にし、共に暮らす	① 自然環境の保全と整備 ② 緑化の推進
持続可能な社会をつくる	③ 廃棄物処理対策の推進 ④ 地球環境の保全
良質な住環境を整備する	⑤ 住宅の供給 ⑥ 都市公園の整備と活用 ⑦ 地域特性を生かした土地利用の推進 ⑧ 上下水道施設の整備
安全便利な交通環境を整える	⑨ 幹線道路網の整備 ⑩ 安全で快適な道路環境の整備 ⑪ 公共交通の充実
大切な命と地域を守る	⑫ 防災体制の確立 ⑬ 消防・救急・救助体制の充実 ⑭ 交通安全対策の推進 ⑮ 暮らしの安全確保
2 やすらぎづくりへの挑戦 子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち	
節	施策
安心して子育てができるまちをつくる	⑯ 出合いの支援 ⑰ 子育て支援の充実 ⑱ ひとり親家庭等の福祉の充実 ⑲ 保育サービスの充実
高齢者が暮らしやすい環境をつくる	⑳ 地域包括ケアシステムの構築 ㉑ 生きがいづくりと社会参加の支援
障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる	㉒ 障害のある人への生活支援と社会参加の促進
共に助け合い、支え合うまちをつくる	㉓ 地域福祉の充実
生涯を健やかに過ごせる体制を整える	㉔ 健康づくりの推進 ㉕ 医療サービスの向上
3 ひとづくりへの挑戦 学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち	
節	施策
豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる	㉖ 幼児教育・保育の充実 ㉗ 義務教育の充実 ㉘ 青少年の健全な育成
生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる	㉙ 生涯学習の推進 ㉚ スポーツ・レクリエーション活動の推進
歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる	㉛ 歴史文化遺産の保全と活用 ㉜ 芸術文化活動の振興
互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる	㉝ 人権教育・啓発の推進 ㉞ 男女共同参画社会の形成
4 にぎわいづくりへの挑戦 新たな地域産業の創出と観光立市を目指すにぎわいのまち	
節	施策
次世代へ伝え育む農林業を活性化する	㉟ 農林生産基盤の整備と担い手の育成 ㊱ 農業経営の安定化と地産地消の推進
活気ある水産業を推進する	㊲ 水産業基盤の整備
地域資源を生かした観光を推進する	㊳ 観光基盤の活用 ㊴ 観光 PR の充実
にぎわいのある商工業を推進する	㊵ 商業の活性化と工業の振興
5 ふるさとづくりへの挑戦 市民や地域と協働し、地域力あふれるまち	
節	施策
まちづくりを進めるための基盤を整える	㊶ 「ふるさとたつの」の創生 ㊷ 地域コミュニティ活動の推進 ㊸ 市民参加のまちづくり
多様で活発な交流を促進する	㊹ シティプロモーションの推進 ㊺ 国際交流・国内交流・地域交流の推進
健全で効率的な自治体運営を推進する	㊻ 行財政改革の推進（行政改革大綱） ㊼ 簡素で効率的な組織づくりと人材育成 ㊽ 公共施設の適正管理と整備 ㊾ 情報化の推進 ㊿ 広域行政・広域連携の推進

5 施策分野別の基本計画の見方

基本方針

施策の目的・方向性について記載しています。

実施状況と課題

施策に係るまちづくりの動向や課題、これまでの市の取組について記載しています。

施策の内容

施策の基本的取組について記載しています。

第1章 安全・安心なまちづくりへの挑戦◎自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち

第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。

実施状況と課題

- 山林については、利用されずに放置されている集落背後地の里山を機能回復のため整備するとともに、伐採や植栽がされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として森林を保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策が必要です。
- 河川については、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、洪水発生時における被害の軽減を図るため、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。
- 近年局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発しており、被害の軽減を図るため、良好な河川環境の整備が必要です。
- 海岸環境については、砂の流出や生態系の変化が見られ、海岸環境を維持するための取組が必要となっています。
- 生態系については、人間の活動が生物の生息環境に悪影響を及ぼしているため、市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性¹保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

関連図表

【里山林整備表】

実施年度	整備地名	整備面積(ha)
H18～20	鎮保川町金剛山	24
H22～23	豊田町内山	10
H24～25	新宮町野井	15
H25～26	新宮町牧	20

※H28年度から野生動物育成林整備事業から野生動物共生林整備事業へ名称変更

実施年度	整備地名	整備面積(ha)
H19～20	新宮町善定	24
H20～21	新宮町東町	10
H21～22	新宮町大屋	15
H22～23	鎮西町竹原	20
H23～24	鎮西町小神	15
H24～25	新宮町千本	15
H25～26	鎮西町新宮	10
H25～26	鎮西町中地内	15
H26～27	鎮西町住吉・竹万	21
H27～28	鎮西町北沢	16



■水生生物の観察

施策の内容

- (1) 山林の整備 担当課：農林水産課、建設課
- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
 - 水土保持機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
 - 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

¹ 生物多様性：人間も含めた、たくさんの種類の生きものすべてが、複雑に関わり合って存在していること。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

施策の目的達成に向けて、市民・団体・事業者等に期待される役割について記載しています。

City Planning of Tatsuno

（2）河川環境の保全と活用 担当課：建設課、都市計画課

- 市民との協働により、河川敷公園の利活用方法の検討を進めます。
- 河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を行うとともに、災害に強い河川敷公園の整備に努めます。

（3）海岸環境の保全と整備 担当課：建設課

- 潮流による砂の流出や動植物の生態系に及ぼす変化を注視し、新舞子浜の干潟保全に努めます。

（4）生物多様性の保全と啓発 担当課：建設課

- 身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するとともに、有害な外来種の被害予防のための啓発に努めます。
- 子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さについての啓発事業を実施します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。 ・外来生物の野外放棄を止めましょう。 ・河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。 ・河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。	・森林保全のための下刈りや間伐並びに植栽に取り組みましょう。 ・地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。 ・水辺空間の利活用に努めましょう。 ・河川愛護活動に参加しましょう。 ・アドプト²制度による河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

施策による成果を把握する指標とその現状値・目標値を記載しています。
原則、現状値は平成 27 年度、目標値は平成 33 年度（前期計画の最終年度）の数値です。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
里山整備の面積（里山防災林整備、野生動物育成林整備）	ha	230	350
平成 33 年度目標値の設定理由	年間 20ha の整備を目標に設定		

関連する計画

計画名	たつの市環境基本計画	期間	H26～H29
計画名	たつの市森林整備計画	期間	H26～H35



■里山林整備

関連する計画

施策を推進していくために関連する個別の計画を記載しています。

²アドプト：自分の子どもとして迎え入れる「養子縁組」という意味の「アドプト」という英語から、一定区画の公共の場所を養子にみ立て、市民がわが子のように愛情を持って面倒を見（清掃美化を行い）、行政がこれを支援すること。

第1章

安全・安心なまちづくりへの挑戦

自然を守り、だれもが安全に安心して住み続けたいまち

第1節 自然を大切にし、共に暮らす 42

施策1 自然環境の保全と整備 42

- (1) 山林の整備
- (2) 河川環境の保全と活用
- (3) 海岸環境の保全と整備
- (4) 生物多様性の保全と啓発

施策2 緑化の推進 44

- (1) 生活環境の緑化
- (2) 公共施設等の緑化

第2節 持続可能な社会をつくる 46

施策3 廃棄物処理対策の推進 46

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進
- (2) ごみ処理施設における長期的処理
- (3) 市民意識の高揚

施策4 地球環境の保全 48

- (1) 地球温暖化防止活動の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進
- (3) 環境保全意識の高揚
- (4) 公害防止体制の推進

第3節 良質な住環境を整備する 50

施策5 住宅の供給 50

- (1) 公営住宅の整備
- (2) 住宅取得の支援
- (3) 空き家対策の推進
- (4) 耐震化の支援

施策6 都市公園の整備と活用 52

- (1) 住区基幹公園の整備と活用
- (2) 都市基幹公園等の整備と活用
- (3) 防災に配慮した公園の整備と活用

施策7 地域特性を生かした土地利用の推進..... 54

- (1) 地域の特性にあった土地利用の推進
- (2) 計画的な既成市街地の整備
- (3) 駅周辺の整備
- (4) 地籍調査の推進

施策8 上下水道施設の整備..... 58

- (1) 上水の安定供給と水質の改善
- (2) 下水道事業の推進
- (3) 前処理場の維持管理
- (4) 地方公営企業法の適用

第4節

第4節 安全便利な交通環境を整える..... 60

施策9 幹線道路網の整備..... 60

- (1) 揖龍南北幹線道路の整備
- (2) 東西幹線道路の渋滞緩和
- (3) 広域幹線道路の整備

施策10 安全で快適な道路環境の整備..... 62

- (1) 地域内道路の整備
- (2) 地域間連絡道路の整備
- (3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化

施策11 公共交通の充実..... 64

- (1) J R 姫新線利用促進活動の展開
- (2) J R 山陽本線の利便性の向上
- (3) 路線バスの確保
- (4) 地域公共交通の再編

第5節

大切な命と地域を守る..... 66

施策12 防災体制の確立..... 66

- (1) 情報伝達体制の充実
- (2) 避難対策の充実
- (3) 自主防災組織の育成
- (4) 広域連携体制の充実
- (5) 危機管理体制の整備

施策13 消防・救急・救助体制の充実..... 70

- (1) 消防署の消防力の強化
- (2) 救急・救助業務の充実
- (3) 消防団の消防力の強化
- (4) 火災予防の推進
- (5) 消防水利の充実
- (6) 広域消防の推進

施策14 交通安全対策の推進..... 74

- (1) 安全・安心な道路交通環境の整備
- (2) 交通安全意識の高揚

施策15 暮らしの安全確保..... 76

- (1) 防犯体制の充実
- (2) 国民保護体制の確立
- (3) 消費生活の安全確保

第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策1 自然環境の保全と整備

基本方針

山・川・海の豊かな自然環境の中で、生態系を維持しつつ、潤いのある生活が送れるよう、地域の特性を生かした魅力ある自然環境の保全と整備を図るとともに、自然と共生する社会の実現に努めます。

実施状況と課題

- 山林については、利用されずに放置されている集落背後地の里山を機能回復のため整備するとともに、伐採や植栽がされずに放置されている人工林についても整備を行い、環境林として森林を保全する必要があります。
- 土砂流出・地すべり・山腹崩壊・がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれのある区域については、市民の生命・財産を守る対策が必要です。
- 河川については、浚渫・除草・立木伐採等を実施するとともに、洪水発生時における被害の軽減を図るため、河川敷公園のグラウンドの芝生化等を行っています。
- 近年局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発しており、被害の軽減を図るため、良好な河川環境の整備が必要です。
- 海岸環境については、砂の流出や生態系の変化が見られ、海岸環境を維持するための取組が必要となっています。
- 生態系については、人間の活動が生物の生息環境に悪影響を及ぼしているため、市民・NPO・事業者・行政等が連携し、生物多様性¹保全の取組を促進することにより、豊かな自然を将来へ継承していく必要があります。

関連図表

【里山林整備表】

林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
野生動物育成	H18～20	揖保川町金剛山	24
	H22～23	蒼田町内山	10
	H24～25	新宮町曾我井	15
	H25～26	新宮町牧	20

※H28年度から野生動物育成林整備事業から野生動物共生林整備事業へ名称変更

里山防災林整備事業	実施年度	整備地名	整備面積 (ha)
	H19～20	新宮町善定	24
	H20～21	新宮町栗町	10
	H21～22	新宮町大屋	15
	H22～23	揖西町竹原	20
	H23～24	揖西町小神	15
	H24～25	新宮町千本	15
	H25～26	揖西町新宮	10
	H25～26	揖西町中垣内	15
	H26～27	揖西町住吉・竹万	21
	H27～28	揖西町北沢	16



■水生生物の観察

施策の内容

- (1) 山林の整備 担当課：農林水産課、建設課
- 多様な生物が生息し、市民が自然とふれあう自然環境学習の場として、里山及び自然公園の整備を進めます。
 - 水土保持機能を確保していくため、環境林としての山林整備を進めます。
 - 県と協力し、土砂災害危険箇所の把握、周知、防災施設等の整備に努めます。

¹ 生物多様性：人間も含めた、たくさんの種類の生きもののすべてが、複雑に関わり合って存在していること。

(2) 河川環境の保全と活用 担当課：建設課、都市計画課

○市民との協働により、河川敷公園の利活用方法の検討を進めます。

○河川の浚渫・除草・立木伐採等を行い、災害の未然防止や環境の保全を行うとともに、災害に強い河川敷公園の整備に努めます。

(3) 海岸環境の保全と整備 担当課：建設課

○潮流による砂の流出や動植物の生態系に及ぼす変化を注視し、新舞子浜の干潟保全に努めます。

(4) 生物多様性の保全と啓発 担当課：建設課

○身近な生態系や希少な野生動植物の保全のため、調査事業を実施するとともに、有害な外来種の被害予防のための啓発に努めます。

○子どもたちによる水辺の生きもの観察などにより、生物多様性の大切さについての啓発事業を実施します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自然環境の保全に関わる活動に参加しましょう。 ・外来生物の野外放棄を止めましょう。 ・河川、海岸等の水辺空間の利活用や美化活動に参加しましょう。 ・河川護岸の損傷、水の流れの阻害に気付いたときは、河川管理者に連絡しましょう。	・森林保全のための下刈りや間伐並びに植栽に取り組みましょう。 ・地域と連携して、自然環境の保全活動に取り組みましょう。 ・水辺空間の利活用に努めましょう。 ・河川愛護活動に参加しましょう。 ・アドプト²制度による河川清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
里山整備の面積（里山防災林整備、野生動物育成林整備）	ha	230	350
平成 33 年度目標値の設定理由	年間 20ha の整備を目標に設定		

関連する計画

計画名 たつの市環境基本計画

期間 H26～H29

計画名 たつの市森林整備計画

期間 H26～H35



■里山林整備

² アドプト：自分の子どもとして迎え入れる「養子縁組」という意味の「アドプト」という英語から、一定区画の公共の場所を養子にみ立て、市民がわが子のように愛情を持って面倒を見（清掃美化を行い）、行政がこれを支援すること。

第1節 自然を大切にし、共に暮らす

施策2 緑化の推進

基本方針

市民と共に緑豊かな自然を守り、身近に緑を感じられるよう、潤いと安らぎのある花と緑があふれるまちづくりを推進します。

実施状況と課題

- 花と緑の協会を中心に緑化活動が行われているほか、自治会等により沿道花かざり事業、県民まちなみ緑化事業を活用した事業が行われていますが、活動の参加者は、減少傾向にあります。
- 市民や事業所等に緑の保全と緑化の意義について啓発するとともに、市民参加による活動を展開し、緑化の推進に努める必要があります。
- 公共施設等の緑化に取り組んでおり、今後も市内全域における緑化に努める必要があります。



■花の寄せ植え講習会

施策の内容

(1) 生活環境の緑化 担当課：都市計画課

- 花と緑の協会など市民で組織する緑化団体の活動を支援します。
- 自治会等の市民団体の協力のもと、花いっぱい運動を展開し、美しいまちづくりに努めます。
- 市民に花の種子や苗木を配布することなどにより、花と緑のまちづくりを推進します。
- 講習会等を通して市民に対する緑化意識の啓発に努めます。

(2) 公共施設等の緑化 担当課：商工振興課、都市計画課

- 道路や公園等の公共施設における緑地の確保に努めます。
- 大規模工場の立地における適正な工場緑化を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・家庭や地域で緑化を実践してみましょう。 ・緑を維持するボランティアに参加しましょう。	・花と緑豊かな空間づくりに取り組みましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
緑化活動団体数	団体	352	352
平成 33 年度目標値の設定理由		現状値を維持	



■オープンガーデン



■オープンガーデン

第2節 持続可能な社会をつくる

施策3 廃棄物処理対策の推進

基本方針

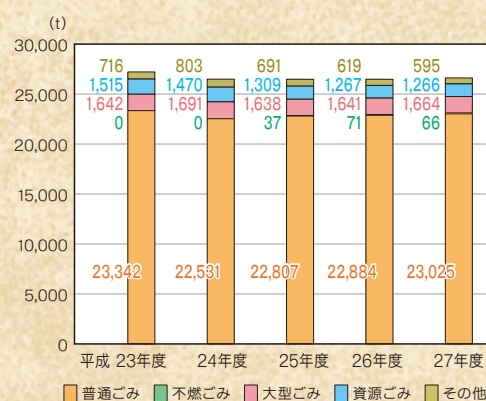
市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、ごみの発生を抑制し、不法投棄防止等の環境美化活動を推進するとともに、有用な資源の再使用、再生利用など、適正な処理に取り組み、循環型社会³の構築を目指します。

実施状況と課題

- ごみ減量化への意識が高まりつつあり、量的には減少傾向にありますが、まだまだ多くの資源ごみや生ごみが含まれているため、市民・事業者・行政が一体となって更なるごみの減量化を図り、循環型社会の構築に取り組む必要があります。
- 普通ごみの中間処理は、揖龍クリーンセンター及びにはりまクリーンセンターで各々近隣市町と共同で焼却等の処理を行っていますが、そのうち、揖龍クリーンセンターは老朽化が進んでおり、機械設備の延命化が必要となっています。
- 一般廃棄物最終処分場の残余容量が減少しつつあるため、不燃ごみの再利用に取り組んでいますが、長期的に埋立処分するための対策が必要です。
- 不法投棄対策として、自治会への啓発看板の貸与、不法投棄監視協力員や警察等によるパトロール等を実施していますが、本市の美しい生活環境を守るため、引き続き、不法投棄の未然防止に取り組む必要があります。

関連図表

【ごみ処理状況の推移】



■ごみ減量化啓発活動

施策の内容

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進 担当課：環境課
- 広報誌、市イベント、出前講座等あらゆる機会を通じて市民、事業所にごみの減量化、資源ごみの分別徹底等を啓発します。
 - 飲食店や宿泊施設を対象にした「食べきり運動」の推進により、食べ残しを減らすとともに、家庭での買いすぎ、つくりすぎを抑制し、生ごみの減量化を目指します。
 - 家庭不用品交換など、リサイクル（資源に戻して再利用する）よりも優先順位の高いリデュース（ごみになるものを減らす）・リユース（繰り返し使う）の取組を促進します。

³ 循環型社会：環境への負荷を減らすために、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会

(2) ごみ処理施設における長期的処理 担当課：環境課

- 揖龍クリーンセンター及びにしはりまクリーンセンターの安定稼働に引き続き努めるとともに、揖龍クリーンセンターについては、大規模改修を行い、長寿命化を進めます。
- 一般廃棄物最終処分場は、搬入物の分別徹底に努めるとともに、他施設での受け入れが可能なものは一時仮置きし、搬出します。

(3) 市民意識の高揚 担当課：環境課

- 本市の美しい生活環境を守るため、不法投棄監視協力員を増員し、協力員、警察等による日常のパトロールを行うとともに、事業者、各種団体、行政によるクリーン作戦や兵庫県動物愛護センターと協力したペット飼育のマナー向上により、環境美化の推進に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・各家庭でごみの減量や資源ごみの分別に努めましょう。 ・ごみ出しのルールを守り、マナー向上に努めましょう。 ・家庭で不用となった物は互いに譲り合ひましょう。	・自ら排出するごみの減量を図った上で、やむなく排出されたごみを資源化ルートに乗せるなど、適正処理に努めましょう。 ・長く使用できる商品やリサイクルしやすい商品を顧客に提供しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
家庭系普通ごみ年間排出量	トン	14,050	13,870
平成 33 年度目標値の設定理由	毎年度 30 トンの削減を目標に設定		
家庭不用品年間交換件数	件	49	73
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を基に増加を見込んで設定		

関連する計画

計画名 たつの市環境基本計画

期間 H26～H29

計画名 たつの市ごみ処理基本計画

期間 H25～H34



■にしはりまクリーンセンター



■揖龍クリーンセンター

第2節 持続可能な社会をつくる

施策4 地球環境の保全

基本方針

身近な地域の環境を守ることが、地球全体の環境を守ることにつながるという考えに立ち、市民・事業者・行政が一体となり、水や空気がきれいな安全で快適な生活環境や、温室効果ガス⁴の排出が少ない低炭素社会⁵の実現に努めます。

実施状況と課題

- 地球温暖化の進行、東日本大震災以降のエネルギー問題などの環境課題に対応していくため、今後も省エネルギー化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギー⁶へのエネルギー源の転換に向けた施策展開が求められています。
- 将来を担う子どもたちに地球環境の保全の大切さや再生可能エネルギーの必要性を理解してもらうため、引き続き、環境学習等を行うとともに、市民一人ひとりの環境保全意識をより一層高揚させる必要があります。
- 公害の発生を未然に防止するため、大気、水質、自動車騒音等の調査及び測定を行っていますが、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む必要があります。

関連図表

【住宅用再生可能エネルギー利用システムの普及状況】



施策の内容

- (1) 地球温暖化防止活動の推進 担当課：環境課
- 市民・事業者・行政が一体となって省エネルギーや節電等に取り組むことにより、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止を推進します。
 - たつの市地球温暖化防止活動推進員連絡協議会と連携し、より市民に身近な立場から、地球温暖化防止につながるライフスタイルづくりについての啓発活動を推進します。
 - 電気自動車等低公害車の普及促進やエコドライブを推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進 担当課：環境課、農林水産課、社会教育課
- 市内住宅等への再生可能エネルギー利用設備の普及に向けた支援を行うとともに、市民や事業者に対して、再生可能エネルギーの必要性の啓発活動を推進します。
 - 木質バイオマス発電⁷の普及に向けて、森林経営計画による伐採木材に限らず未利用木材を継続的に貯木し、発電施設へ搬送する仕組みの確立に努めます。
 - 「こどもサイエンスひろば」において、風力・太陽光発電等の展示・実験を行い、将来を担う子どもたちに再生可能エネルギーへの理解を促します。

⁴ 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス

⁵ 低炭素社会：温室効果ガスの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑える社会

⁶ 再生可能エネルギー：資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのことをいい、太陽光発電、風力発電、水力発電などがある。

⁷ 木質バイオマス発電：間伐材などの山林未利用材を燃焼した熱で蒸気を作り、その蒸気の圧力でタービンを回して電気を作ること。

(3) 環境保全意識の高揚 担当課：環境課・下水道課

○市内の小学生で構成するたつのこどもエコクラブにおいて、里山探索・水生生物調査などの活動により、自然を大切に思う心や、地球温暖化などの環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地球の環境保全活動の環を広げることを目指します。

○環境保全活動に取り組む市民運動の活性化を図るため、広報誌等により環境保全意識の高揚に努めます。

○下水道をテーマとした環境教育を市内の小学生を対象に実施し、水の循環について学ぶことで環境保全に対する意欲の向上を目指します。

(4) 公害防止体制の推進 担当課：環境課

○公害の発生を未然に防止するため、環境汚染等の調査及び測定を行い、兵庫県、警察等の関係機関と連携し、監視や指導、啓発活動を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・節電や再生可能エネルギー利用設備の導入など、省エネルギー型のライフスタイルへ転換しましょう。 ・騒音、ポイ捨てや不法焼却などの迷惑行為を止めましょう。 ・川や海に汚れた水を流さないようにしましょう。	・省エネ機器や再生可能エネルギー利用設備の導入を推進するなど、環境に配慮した低炭素型の事業活動に努めましょう。 ・事業活動から生じる排出ガス、排水、廃棄物は、適正に処理しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
住宅用再生可能エネルギー利用システム導入総数 ※市の支援による平成 22 年度からの導入総数	件	1,371	1,971
平成 33 年度目標値の設定理由	毎年度 100 件の導入を目標に設定		
住宅用蓄電池導入総数 ※市の支援による平成 26 年度からの導入総数	件	26	98
平成 33 年度目標値の設定理由	毎年度 12 件の導入を目標に設定		

関連する計画

計画名 たつの市環境基本計画

期間 H26～H29

計画名 第2次たつの市地球温暖化防止実行計画

期間 H25～H29



■こどもエコクラブ活動（里山探索）

第3節 良質な住環境を整備する

施策5 住宅の供給

基本方針

市営住宅は、需要に応じた適切な戸数の供給を行うとともに、老朽化した住宅の計画的な改修や建替を行うことでだれもが安心して生活することができる住宅の供給に努めます。また、住宅取得支援制度の活用などにより、個人住宅の取得を促進するとともに、民間住宅の耐震性向上など安全性の確保を支援します。

実施状況と課題

- 市営住宅の老朽化に対応するため、市営住宅長寿命化計画に基づき改修や建替を進めており、今後も計画的に事業を進めていく必要があります。
- 平成26年度から転入者定住促進住宅取得奨励金及び若者定住促進住宅取得奨励金制度を実施しており、定住人口の増加に一定の成果が表れています。
- 優良な宅地の供給や既存住宅の有効活用を進めていく必要があります。
- 住宅の耐震性向上のため、簡易耐震診断⁸、耐震改修工事費の補助を推進している一方、住宅の建替工事費の補助、防災ベッド等の設置助成などの利用がないため、意識啓発の必要があります。

関連図表

【地域別市営住宅管理数】

地域別	住宅総数	総戸数	市営住宅						※
			木造平家建	木造2階建	準耐火構造2階建	耐火構造2階建	中層耐火構造3階建	中層耐火構造4階建	
		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
龍野地域	8	386	18	—	—	20	12	336	—
新宮地域	17	244	59	6	41	—	129	—	9
揖保川地域	3	44	—	—	24	20	—	—	—
御津地域	3	60	—	—	18	—	36	—	6
合 計	31	734	77	6	83	40	177	336	15

※特定公共賃貸住宅

施策の内容

- (1) 公営住宅の整備 担当課：都市計画課
- 住宅に困窮する市民に適切な住宅供給を図るため、需給バランスのとれた市営住宅の管理運営を行います。
 - 既存の市営住宅の長寿命化に取り組むとともに、老朽化した住宅については改修や建替を計画的に行い、効率的な維持管理を推進します。
- (2) 住宅取得の支援 担当課：まち未来創造課、都市計画課
- 定住促進住宅取得奨励金制度を実施し、住宅取得の支援に努めます。
 - 建築協定⁹や地区計画などを活用した規制誘導を図り、良好な居住環境の整備を推進します。
- (3) 空き家対策の推進 担当課：まち未来創造課
- 空き家バンク制度などを実施し、空き家の利活用を促進します。
 - 良好な居住環境の保全を図るため、空き家等対策計画に基づき、老朽危険空き家等に対する措置等を実施し、空き家の適正管理を促進します。

⁸ 簡易耐震診断：国・県・市が進める防災事業の一つで、昭和56年(1981年)5月以前着工の住宅を対象に、所有者の申請に基づいて診断員を派遣して、調査・診断を行う。

⁹ 建築協定：建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、地域住民の合意によって、一定の区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に関する基準についての協定(建築協定)を結ぶことができる、建築基準法に基づく制度

(4) 耐震化の支援・・・・・・・・・・・・・担当課：都市計画課

○民間住宅の所有者に対して耐震化の必要性を啓発し、防災意識の高揚に努めます。

○災害に強く安心して生活できる民間住宅とするため、所有者が行う耐震診断や耐震化への取組を支援します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・住宅等建築物の所有者は、適切な地震防災対策に努めましょう。	・建築物の耐震化について普及啓発活動を行うとともに、相談会の実施や耐震診断・改修など、安全性の向上に関する取組に努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
定住促進住宅取得奨励金を活用した住宅取得総数	戸	365	1,745
平成 33 年度目標値の設定理由	毎年度 230 戸の取得を目標に設定		
住宅の耐震化率	%	72.0	78.8
平成 33 年度目標値の設定理由	たつの市耐震改修促進計画から設定		

関連する計画

計画名	たつの市住宅マスタープラン	▶	期間	H25～H34
計画名	市営住宅長寿命化計画	▶	期間	H25～H34
計画名	たつの市空き家等対策計画	▶	期間	H29～H33
計画名	たつの市耐震改修促進計画	▶	期間	H28～H37



■建築が進む住宅

第3節 良質な住環境を整備する

施策6 都市公園の整備と活用

基本方針

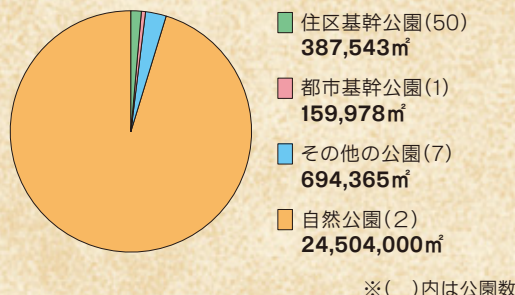
多様化した市民のニーズに応えるため、スポーツや健康増進の場、歴史文化を学べる場として、また災害時の一時避難所となるよう、都市公園の計画的な整備に努めます。また、自然緑地や歴史文化施設などと連結する緑のネットワークの形成を図ります。

実施状況と課題

- 市民の憩いと安らぎの場として、市内58か所（平成28年4月時点）の都市公園を整備しており、そのうち、住宅地に配置している街区公園¹⁰は46か所あります。
- 身近な所で子どもから高齢者まですべての人が気軽に利用できるよう、「緑の基本計画」の整備目標及び配置方針に基づき都市公園を整備していく必要があります。
- 災害時の一時避難所として活用できるよう、防災機能を備えた公園の整備を進める必要があります。

関連図表

【都市公園・自然公園面積】平成28年4月末現在



施策の内容

(1) 住区基幹公園¹¹の整備と活用 担当課：都市計画課

- 街区公園、近隣公園¹²、地区公園¹³をバランス良く配置するなど計画的に整備し、市民が自然にふれあう場、コミュニティの場として活用します。
- 市民参加による身近な公園づくりに向け、地域ニーズに沿った公園づくりを進めるとともに、市民との協働を推進し、適切な管理運営を図ります。

(2) 都市基幹公園¹⁴等の整備と活用 担当課：都市計画課

- 地域が有する自然や歴史、暮らしなどの特性を十分に生かした質の高い公園整備を図ります。
- 龍野公園など年間を通して市内外から多くの人々が訪れる公園の適切な維持管理に努めるとともに、更なる有効活用を図ります。

(3) 防災に配慮した公園の整備と活用 担当課：都市計画課

- 災害時の一時避難所として活用できるよう、市街地における公園配置のバランスを取りながら、整備を行います。

¹⁰ 街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。

¹¹ 住区基幹公園：住区基幹公園は、徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

¹² 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する。

¹³ 地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1か所当たり面積4haを標準として配置する。

¹⁴ 都市基幹公園：都市基幹公園は、1つの市町村内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類であり、総合公園・運動公園などがある。



各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・公園の維持管理活動への参加など、地域の公園としての意識を持ちましょう。	・公園の維持管理活動を行いましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
公園・緑地の利用満足度	%	23.9	29.9
平成 33 年度目標値の設定理由		現状値の 6% 増を目標に設定	

関連する計画

計画名 たつの市緑の基本計画

期間 H27～H32



■龍野公園（都市基幹公園）

第3節 良質な住環境を整備する

施策7 地域特性を生かした土地利用の推進

基本方針

市民が誇りと愛着を持って住み続けられるよう、優れた自然環境を保全しつつ、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指します。また、コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、中心市街地及び各地域拠点に居住地や都市機能を誘導し、計画的な土地利用の推進を図ります。

実施状況と課題

- 都市計画マスタープランに基づき、各地域の市街化区域を中心とした連携を図り、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを推進するため、今後も計画的な土地利用の誘導が必要です。
- 市街化調整区域では特別指定区域制度¹⁵を活用し、地区まちづくり団体が作成した土地利用計画により、市民主体のまちづくりを推進しています。
- 人口減少問題、少子高齢化社会に対応するためには、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- 市街化区域内では、宅地開発業者による優良な宅地供給が継続して行われており、住宅地の形成がなされています。
- J R 姫新線本竜野駅、播磨新宮駅では、自由通路、橋上駅舎が完成し、駅へのアクセス道路、駅前広場など駅周辺整備が完了しているとともに、J R 山陽本線竜野駅の駅構内バリアフリー¹⁶化が完了しています。
- 第6次国土調査事業十箇年計画に基づき、市街化区域内の地籍調査を実施しています。



■竜野駅周辺地区まちづくり協議会



■地籍調査の様子

¹⁵ 特別指定区域制度：市街化調整区域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働して地域の問題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していく制度

¹⁶ バリアフリー：障害のある人や高齢により身体機能が低下した人の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関する障害（バリア）を取り除いていくこと。

施策の内容

(1) 地域の特性にあった土地利用の推進・・・・・・・・・・担当課：都市計画課

- 地域の歴史や文化を生かした土地利用を図るとともに、都市計画に関する制度等の情報提供により、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう支援します。
- コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画に基づき、住宅や生活利便施設等の立地誘導を図り、公共交通ネットワークと連携した多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。
- 市街化調整区域においては、土地の利用状況や利便性等を踏まえ、特別指定区域制度や地区計画制度¹⁷等を活用し、定住人口の確保、地域産業の活性化を図ります。

(2) 計画的な既成市街地の整備・・・・・・・・・・担当課：まち未来創造課、都市計画課

- 市街地の整備による優良な宅地の供給、住宅取得の支援、就職支援、移住支援等の総合的な定住促進策を実施します。
- 既成市街地¹⁸では、狭あいな道路の整備や防災機能の向上など、住環境の改善に向けた整備を検討します。
- ゆとりと潤いに満ちた快適な居住空間の形成に努めます。

(3) 駅周辺の整備・・・・・・・・・・担当課：都市計画課

- J R 姫新線東鯉崎駅周辺について、利便性向上及び交通結節点の機能を強化するため、駅前広場などの整備を進めます。また、その他の駅周辺については、地域住民を主体としたまちづくりと連携し、駅を拠点とした整備を検討します。
- J R 山陽本線竜野駅を中心とした拠点形成に向け、地域住民と協働でまちづくりの検討を進めます。また、利便性向上及び交通結節点機能を強化するため、駅へのアクセス道路等の整備を行うとともに、だれもが安心して利用できるよう、既存施設を活用した自由通路のバリアフリー化など、魅力と活力ある拠点づくりを目指します。

(4) 地籍調査の推進・・・・・・・・・・担当課：用地課

- 土地取引の円滑化や土地に係るトラブルの未然防止、更には、まちづくり計画の策定や公共事業推進の円滑化を図るため、地域住民の協力を得て、地籍調査を推進します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・市民主体のまちづくりに積極的に参加しましょう。	・地域環境や地域住民に配慮した土地利用を行いましょう。

¹⁷ 地区計画制度：良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

¹⁸ 既成市街地：都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域

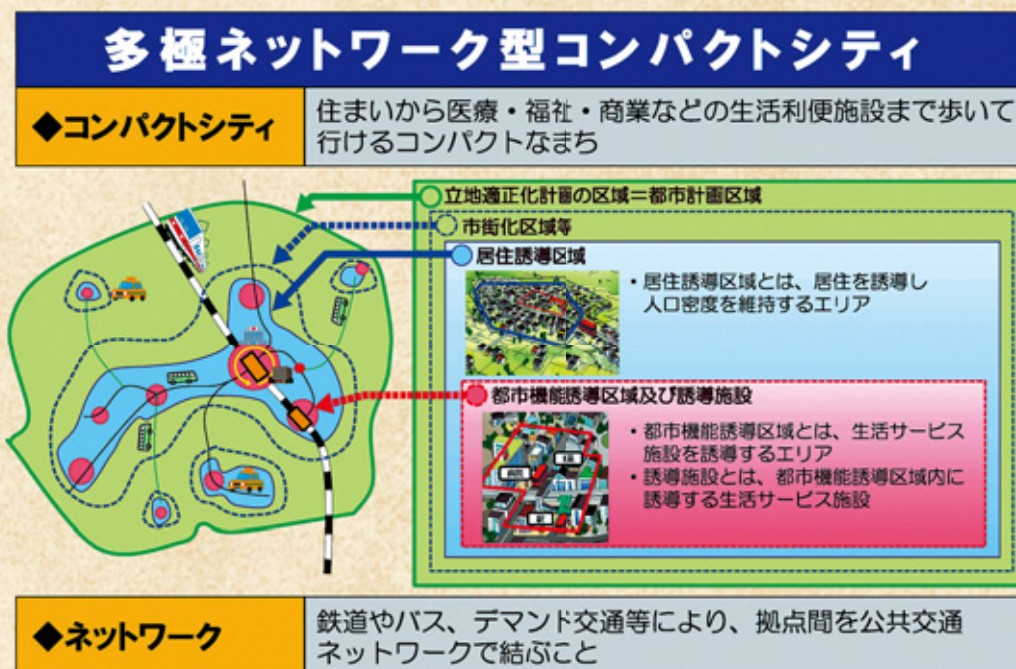
まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
駅周辺環境に対する満足度	%	28.0	45.0
平成 33 年度目標値の設定理由	アンケート調査による目標設定		
地籍調査事業の進捗率（市街化区域対象）	%	31.2	47.9
平成 33 年度目標値の設定理由	第 6 次国土調査事業十箇年計画から目標設定		

関連する計画

計画名	たつの市都市計画マスタープラン	▶	期間	H27～H32
計画名	たつの市土地利用計画	▶	期間	H27～H32
計画名	たつの市立地適正化計画	▶	期間	H29～H52
計画名	竜野駅周辺地区都市再生整備計画	▶	期間	H28～H32

■立地適正化計画のイメージ



関連図表

【都市計画区域・用途地域の指定状況】

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分				面積 (ha)	割合 (%)
総数				21,087	100.0
中 播 都 市 計 画 区 域 (14,452ha)	市街化区域 (1,183ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	82	0.4
			第二種低層住居専用地域	-	
			第一種中高層住居専用地域	74	0.3
			第二種中高層住居専用地域	270	1.3
			第一種住居地域	270	1.3
			第二種住居地域	54	0.3
			準住居地域	11	0.1
		商業系	近隣商業地域	49	0.2
			商業地域	26	0.1
		工業系	準工業地域	58	0.3
			工業地域	201	0.9
			工業専用地域	88	0.4
	市街化調整区域			13,269	62.9
西播磨高原都市計画 区域（非線引き） (1,585 ha)	用途地域の 指定のある 区域 (445 ha)	住居系	第一種低層住居専用地域	69	0.3
			第一種中高層住居専用地域	82	0.4
		工業系	準工業地域	146	0.7
			工業地域	148	0.7
	用途地域の指定のない区域			1,140	5.4
都市計画区域外				5,050	24.0



■新たに市街地形成が進む本竜野駅東周辺

第3節 良質な住環境を整備する

施策8 上下水道施設の整備

基本方針

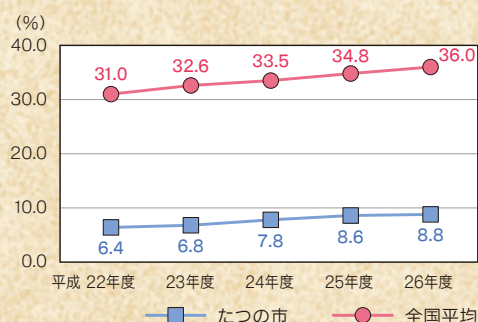
安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう施設整備を推進し、水道事業の健全な経営に努めます。下水道事業については、既存の施設や設備を最大限活用した効率的な整備と維持管理に努めます。

実施状況と課題

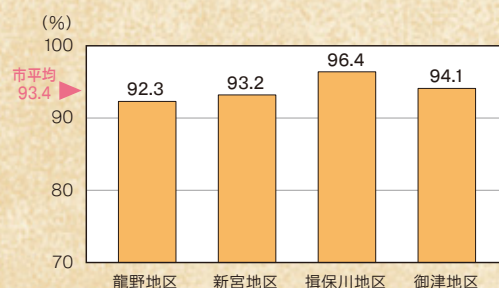
- 高度浄水施設¹⁹整備事業を実施し、安全で良質な水の供給に努めていますが、今後の水需要や施設規模等を勘案し、施設再編を含めた供給体制の検討が必要となっています。
- 水道事業について、アセットマネジメント²⁰の実施により、老朽化した施設の更新や耐震化について、今後も健全経営を維持しつつ効率的に実施していくことが課題となっています。
- 下水道の整備は概ね完了しており、これからは整備した施設の適切な維持管理に努めるとともに、耐用年数を経過した施設を順次更新する必要があります。
- 過去に浸水被害が生じた地区において、雨水幹線や排水路整備等の浸水対策を行っています。近年は、ゲリラ豪雨等の異常気象が多発していることから、引き続き雨水幹線等を整備する必要があります。
- 劣化が著しい前処理場施設の改築や更新等を行っています。今後も施設の改修や脱臭設備の整備等に多額の費用を要するため、財源確保が大きな課題となっています。
- 下水道事業の経営基盤強化を図るため、企業会計方式の導入が求められています。

関連図表

【水道基幹管路の耐震適合率】



【地区別水洗化率 (平成 28 年 4 月 1 日現在)】



施策の内容

(1) 上水の安定供給と水質の改善 担当課：水道事業所

- 災害に備え、配水管更新や施設の再編など、老朽化対策や耐震化を進め、より一層の安定供給に向けた体制づくりを目指します。
- 西播磨水道企業団及び播磨高原広域事務組合との協力体制の強化など、近隣事業体との広域的な連携を進めます。
- 原水の水質状況に応じた浄水処理を行い、国が定める水質基準の維持はもちろん、将来にわたって利用者に「安全でおいしい水」を供給するための高度浄水施設整備事業を引き続き推進します。

¹⁹ 高度浄水施設：従来の浄水機能に加えて、クリプト原虫対策などの機能を付加した施設

²⁰ アセットマネジメント：一般的には、資産（アセット）を管理・運営（マネジメント）すること。水道事業においては、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって、長期的財政収支に基づき効率的かつ効果的に水道施設を管理運営すること。

(2) 下水道事業の推進 担当課：下水道課

- 水洗化の啓発等により未接続家屋を解消し、生活環境の向上に努めます。
- 下水道施設のストックマネジメント²¹計画を策定し、計画的に修繕・更新工事を実施して施設の延命化を図ります。
- 台風や集中豪雨等による浸水被害の軽減を図り、安全・安心な市民生活を確保するため浸水対策事業を計画的に実施します。

(3) 前処理場の維持管理 担当課：前処理場対策課

- 前処理場施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的な老朽化施設の改築を行うとともに脱臭設備の整備を進め、環境の改善を図ります。
- 安定した前処理場経営を目指し、原因者負担の原則に基づく使用料の確保及び維持管理経費の縮減に努めるとともに、国・県からの恒久的な財源支援に向け要望を続けます。

(4) 地方公営企業法の適用 担当課：下水道課、前処理場対策課

- 下水道経営の健全性・透明性の向上のため、地方公営企業法を適用した企業会計方式を導入し、適切な運営に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日常生活において節水に取り組みましょう。 ・漏水に注意し、早期発見・早期修理に努めましょう。 ・配管や器具の適切な維持管理に努めましょう。 ・下水道に異物・油脂分等を流さないようにしましょう。	・事業所内にある水道施設を適切に管理しましょう。 ・グリーストラップ²²等の除害施設の適切な維持管理を行い、排水基準を遵守しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
水道基幹管路の耐震適合率 ²³	%	9.2	22.6
平成 33 年度目標値の設定理由	10 年間で全国平均値を目標に設定		
水洗化率（処理区域内人口に対する水洗化人口の割合）	%	93.4	95.5
平成 33 年度目標値の設定理由	5 年間で約 2 %の水洗化率上昇を目標に設定		

関連する計画

計画名	たつの市水道ビジョン	▶	期間	H21～H30
計画名	たつの市生活排水処理基本計画	▶	期間	H28～H32
計画名	揖保川流域関連公共下水道事業計画	▶	期間	H28～H32
計画名	たつの市公共下水道事業計画	▶	期間	H28～H32

²¹ スtockマネジメント：下水道ストック（施設）の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築更新など計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

²² グリーストラップ：排水中の油分を分離・貯留して排水管・下水道管に流さないようにする装置

²³ 基幹管路の耐震適合率：良い地盤に布設された耐震適合管の基幹管路全体に占める割合

第4節 安全便利な交通環境を整える

施策9 幹線道路網の整備

基本方針

国、県及び関係市町と協力して、広域的な道路ネットワークの強化・主要幹線道路の交通処理機能の強化を図り、だれもが安心・安全・快適に利用することのできる道路の整備を推進します。

実施状況と課題

- 揖龍南北幹線道路のうち、揖保町のJ R山陽本線以南から国道250号に至る(主)網干たつの線、龍野揖保川御津線の開通により、たつの市の中心市街地と播磨臨海部がより近くなりました。
- 国道2号から揖保町のJ R山陽本線以南に至る揖龍南北幹線道路の整備促進を図るとともに、J R姫新線大鳥踏切以北の未着手区間の事業着手に向けて、関係機関と連携して取り組み、広域的な道路ネットワークの強化・充実を図っていく必要があります。
- 龍野地域の慢性的な渋滞の緩和を目的として、市道上沖大道線、市道広山高駄線の整備を行い、国道179号、市道小宅揖西線に集中する車両の分散化を図っています。
- 通勤・通学の時間帯においては、依然として渋滞が発生しており、市民生活の利便性や安全面・防災面の向上を図るため、道路整備を推進する必要があります。



■揖龍南北幹線道路（J R 姫新線大鳥踏切）



■整備された幹線道路（広山高駄線）

施策の内容

- (1) 揖龍南北幹線道路の整備・・・・・・・・・・・・・担当課：建設課
 - 地域の連携や人・モノ・情報の交流を促進する基盤施設として、県や関係市町と協力しJ R姫新線大鳥踏切以北の未着手区間の事業着手に努めるとともに、早期の全面開通を目指します。
- (2) 東西幹線道路の渋滞緩和・・・・・・・・・・・・・担当課：建設課
 - 龍野地域における国道179号、主要地方道姫路上郡線及び市道小宅揖西線の慢性的な渋滞を緩和するため、市道小宅揖西線の交差点改良事業を推進するとともに、東西幹線道路の検討を行います。
- (3) 広域幹線道路の整備・・・・・・・・・・・・・担当課：建設課
 - 東西広域幹線道路の山陽自動車道・国道2号・国道250号に連結し、中国横断自動車道姫路鳥取線・播磨自動車道とともに西播磨の広域防災拠点となる播磨科学公園都市へ接続する防災幹線道路の整備を関係市町と協力して促進し、広域道路ネットワークの形成を行います。(はりま・ふれあいロード、中国横断自動車道姫路鳥取線、(主)相生宍粟線、国道2号、姫路北バイパス、播磨臨海地域道路)

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・道路整備に関する話し合いに積極的に参加し、整備に協力しましょう。	・事業所周辺の道路や歩道の整備に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
幹線道路の整備率	%	18.5	61.4
平成 33 年度目標値の設定理由		道路整備の目標により設定	



■揖龍南北幹線道路図



■整備された幹線道路（龍野揖保川御津線・市場碓岩トンネル）



■整備された幹線道路（龍野揖保川御津線・たつの大橋）

第4節 安全便利な交通環境を整える

施策10 安全で快適な道路環境の整備

基本方針

生活圏を視野に入れた重点的かつ効率的な地域内道路の整備を進めるとともに、道路ストック²⁴の適切な維持管理による健全性の確保・長寿命化を図り、施設更新経費の縮減に取り組みます。また、すべての人にやさしい道路環境の整備を図り、交通の安全を確保します。

実施状況と課題

- 狭い道路の拡幅や、道路排水の整備により安全で快適な道路環境を創出していますが、市民から多くの要望があることから、引き続き道路整備の推進を図る必要があります。
- 橋りょうなどの道路施設の老朽化が進んでいることから、交通の安全性を確保し、継続的に使用するため、計画的かつ効率的な点検、修繕による健全性の確保が必要です。



■橋梁の点検

施策の内容

- (1) 地域内道路の整備 担当課：建設課
 - 市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な生活を確保するため、地域内道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。
 - 市民との協働により、生活に密接に関わる道路・排水路の美化活動や整備に取り組みます。
- (2) 地域間連絡道路の整備 担当課：建設課
 - 幹線道路を補完する役割を持った地域間連絡道路を整備することにより、災害に強い道路ネットワークを構築します。
- (3) 道路・橋りょうインフラの長寿命化 担当課：建設課
 - 橋りょうなど老朽化が進む道路施設については、計画的な点検や補修など適切な維持管理を行うことで、長寿命化に取り組みます。

²⁴ 道路ストック：これまでに整備を行ってきた、道路の舗装、道路橋、トンネル、擁壁、法面、カルバート、道路付属物（照明、標識、横断歩道橋）などの総称

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・道路や側溝の清掃など身近な道路の愛護に努めましょう。 ・道路の穴や陥没等危険を及ぼすような箇所を見かけたら速やかに道路管理者に連絡しましょう。	・アドプトや道路協力団体制度²⁵による道路清掃美化活動に取り組みましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
道路ストックの長寿命化達成率	%	3.8	16.9
平成 33 年度目標値の設定理由		道路橋長寿命化修繕計画の目標値より設定	

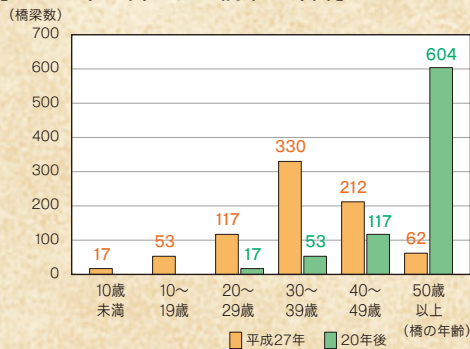
関連する計画

計画名 道路橋長寿命化修繕計画

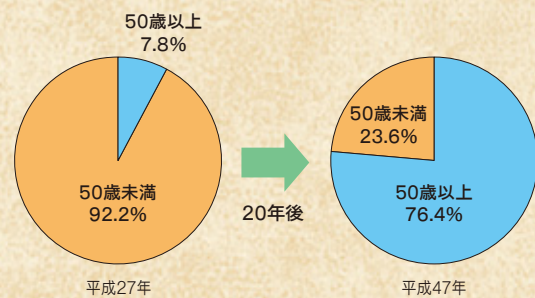
期間 H27～

関連図表

【たつの市が管理する橋梁の年齢】



【高齢化橋梁の分布の変化】



■道路清掃美化活動

²⁵ 道路協力団体制度：道路空間を利活用する民間団体と道路管理者が、連携して道路管理の一層の充実を図る目的で、平成 28 年の道路法改正により創設された制度

第4節 安全便利な交通環境を整える

施策11 公共交通の充実

基本方針

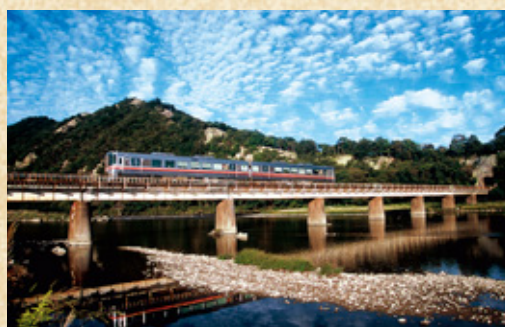
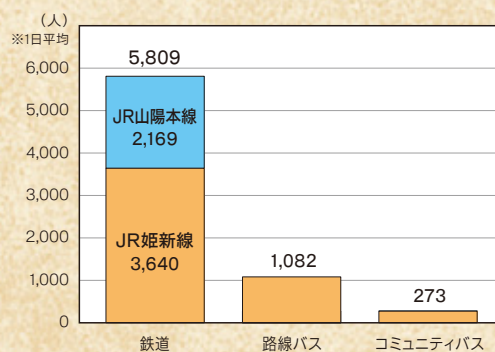
鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通²⁶が相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築し、マイカーへの依存から脱却した持続可能な公共交通の確保・維持・改善と利用促進を図り、まちづくり・福祉・観光と一体となった公共交通環境を整備します。

実施状況と課題

- 路線バスについて、国・県と協調して運行助成を行っています。
- コミュニティバスについて、利便性の向上と効率性の確保を図るため、利用実績に応じ、バス停の位置や、ダイヤの見直しを行っています。
- J R 姫新線の輸送改善・高速化事業の実施により、沿線住民の足としての必要性や重要性への理解が深まり、年間300万人の乗車を達成したことから、引き続き乗車人員数の維持とマイレール意識の醸成に主眼を置いた事業展開が求められます。
- J R 山陽本線とJ R 姫新線の運行本数の増加による利便性の向上が求められます。
- 公共交通空白地の解消が図られていない地域が残っています。
- 高齢者、障害者、運転免許証返納者等の交通弱者が、気軽に出行ができるような新たな交通ネットワークの構築が求められています。

関連図表

【公共交通利用者数】



■ JR 姫新線

施策の内容

- (1) J R 姫新線利用促進活動の展開 担当課：企画課
- J R 姫新線の利便性・速達性の優位性を沿線内外に広報し、地域の基幹公共交通として維持できるよう利用促進及び沿線地域の活性化に取り組みます。
 - 姫新線利用促進・活性化同盟会や西播磨市町長会を通じ、運行本数の増加と車両の増結による利便性と快適性の向上について要望活動を実施するとともに、年間300万人の乗車を維持していくため、沿線住民にJ R 姫新線の重要性への理解とマイレール意識の涵養を深めるイベント等を実施します。

²⁶ デマンド交通：利用者が電話などで乗車を予約し、区域内のあらかじめ決められた目的地まで利用料金を支払って乗り合いで移動する公共交通

(2) JR山陽本線の利便性の向上……………担当課：企画課

○駅周辺整備の実施に伴い、運行本数を増加させる等利便性の向上について、沿線市町で構成する山陽本線沿線市町連絡会や西播磨市町長会を通じ、要望活動を実施します。

(3) 路線バスの確保……………担当課：企画課

○路線の維持・確保に努めるとともに、公共性の高い路線は、国・県と協調して運行助成を行います。

○定住自立圏²⁷域内外の円滑な移動を確保するため、乗り継ぎ情報の発信を行います。

(4) 地域公共交通の再編……………担当課：企画課

○市民・地域団体・交通事業者・行政等で構成される地域公共交通会議において、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、持続可能でだれもが利用しやすい地域公共交通ネットワークの再構築に取り組みます。

○鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した、総合的な交通体系の見直しを実施し、利便性の向上と効率的な運行を図ります。

○コミュニティバス南北連結ルートを増便するなど、市民ニーズを的確に捉え、更なる利便性の向上を目指します。

○地域内のコミュニティバスは、デマンド交通に転換し、公共交通空白地域の解消に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・公共交通機関を積極的に利用し、渋滞解消やCO ₂ 削減による環境への配慮に取り組みましょう。	・公共交通機関の利用に努めましょう。 ・公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の維持及び充実に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
公共交通利用者数（1日平均数）	人	7,164	7,400
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を基に毎年 40 人の増加を目標に設定		
デマンド交通年間利用者数	人	—	70,000
平成 33 年度目標値の設定理由	たつの市地域公共交通会議において設定		

関連する計画

計画名 たつの市地域公共交通網形成計画

期間 H29～H33



■たつの市コミュニティバス

²⁷ 定住自立圏：人口5万人程度以上などの条件を満たす中心市と近隣市町が、それぞれの魅力を活用して連携・協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を推進する政策

第5節 大切な命と地域を守る

施策12 防災体制の確立

基本方針

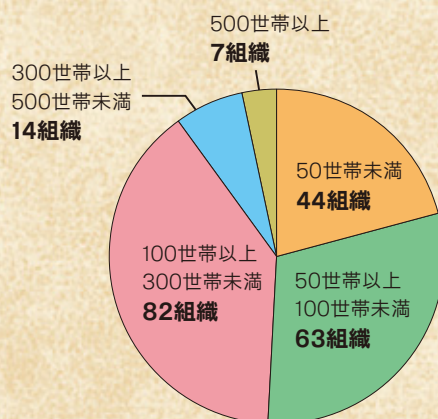
安全・安心なまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が一体となって防災体制を強化していくとともに、災害に強い基盤整備に努め、総合的な防災対策を推進します。

実施状況と課題

- 防災行政無線やたつの防災防犯ネットなどの情報発信システムを活用し、市民に災害情報を伝達していますが、災害時に避難行動をとる市民は少数です。
- 自主防災組織の活動を助成し、地域の防災力の向上に努めており、災害時における避難行動要支援者への対応などを避難訓練に盛り込んでいく必要があります。
- 災害時に防災計画等を生かせるよう、平時から訓練を実施していくことが必要です。
- 大規模災害に対応できるよう、防災関係機関等と災害時相互応援協定を締結するなど、連携強化が必要です。
- 現実に応じた実効性のある計画となるよう、地域防災計画の改訂を行っています。

関連図表

【自主防災組織の状況】 平成28年4月1日現在



施策の内容

(1) 情報伝達体制の充実 担当課：危機管理課

- 防災行政無線設備及び全国瞬時警報システム（Jアラート）²⁸の適切な管理運用を行い、災害発生時または発生のおそれがあるとき、市民に迅速かつ正確に情報の伝達ができる体制の確立に努めます。
- 外出中や放送が聞こえにくい市民に対し、気象情報や避難情報などを携帯電話のメール機能で伝達できる「たつの防災防犯ネット」を普及させるとともに、多様なメディアによる情報伝達に努めます。

(2) 避難対策の充実 担当課：危機管理課

- 地域住民に対し、南海トラフ地震や山崎断層帯地震、ゲリラ豪雨による水害や土砂災害などの災害時における避難所・避難経路・危険箇所等を周知徹底するため、様々な災害に対応した防災訓練や防災ハザードマップを活用した出前講座の実施を更に促進します。
- 避難所案内標識等の充実や早めの避難情報発表により、市民や観光客等の自主的な避難行動を促進します。
- 避難所となる公共施設の耐震化など安全性の確保を図ります。災害が長期化するおそれがある場合、福祉避難所を開設し、高齢者・障害者その他の特に配慮を要する人等が安全に避難生活を送れる場所の確保に努めます。
- 揖保川水系最大規模洪水を想定し、近隣市町と広域連携するとともに、国・県と協力して市域外の避難所及び避難経路等の確保に努めます。

²⁸ 全国瞬時警報システム（Jアラート）：津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった時間的余裕のない事態が発生した場合に、人口衛星を用いて国から情報を送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を直接、そして瞬時に伝達するシステム

(3) 自主防災組織の育成 担当課：危機管理課

- 地域に根差し、重要な防災機能を担う自主防災組織の育成を支援するとともに、地域防災の要となるべき人材育成に取り組み、組織の活性化を図ります。
- 災害時における避難行動要支援者の安否確認及び救助活動につなげるための情報提供を適切に行うとともに、地域の実情に即した防災訓練を実施し、自主防災組織に対する活動助成、消防器具助成、AED（自動体外式除細動器）設置助成を引き続き行い、地域防災力の向上に努めます。

(4) 広域連携体制の充実 担当課：危機管理課

- 播磨科学公園都市圏域定住自立圏²⁹及び播磨圏域連携中枢都市圏³⁰の圏域市町をはじめ、市域・県域を越えた市町との広域的な相互応援体制を充実させ、大規模災害に対応した防災体制を推進するとともに、危険物・放射性物質等の災害に備え、専門機関との連携を強化し、即応体制の充実を図ります。
- 大規模災害が発生した際、近隣市町をはじめ県及び県外関係機関からの災害支援について、社会福祉協議会等と協力し受入体制の確立に努めます。

(5) 危機管理体制の整備 担当課：危機管理課

- 「たつの市地域防災計画」について、国、県の動向を注視し、最新の計画となるよう随時見直しを行い、続発する多様な災害に備えるため、防災対策の充実を図ります。また、民間事業者等との応援協定締結の充実を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日頃から災害時の避難場所や避難経路を確認するとともに、持ち出し品をすぐに取り出せる場所に保管するなど、防災意識を高めましょう。 ・地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。 ・避難に関する情報が発せられた時に、速やかに避難行動がとれるよう常に心掛けましょう。	・地域における防災活動に参加しましょう。 ・防災対策として、積極的に応援協定を締結しましょう。



■防災訓練（避難訓練）



■揖保川防災訓練豊堤設置訓練

²⁹ 播磨科学公園都市圏域定住自立圏：たつの市を中心市に播磨科学公園都市を核とした生活圏や経済圏を共にする市町（宍粟市・上郡町・佐用町）が形成する定住自立圏

³⁰ 播磨圏域連携中枢都市圏：相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを推進する政策（姫路市と本市を含む7市8町により形成）

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
避難者受入連携市町数	市町	0	5
平成 33 年度目標値の設定理由		播磨科学公園都市圏域定住自立圏連携事業及び揖保川減災対策協議会取組方針から設定	
家屋被害認定士数	人	17	29
平成 33 年度目標値の設定理由		毎年 2 名の増員を目標に設定	

関連する計画

計画名	たつの市地域防災計画	▶	期間	H26 ～
計画名	たつの市水防計画	▶	期間	H26 ～

関連図表

【山崎断層帯地震被害想定（本市の被害想定）】

最大震度		震度 7	発災時刻別の被害		
被害状況	種別	被害	冬 5 時	夏 12 時	冬 18 時
原因別建物全壊棟数（棟）	揺れ	2,868	—	—	—
	液状化	186	—	—	—
	火災（焼失棟数）	—	2	3	5
	土砂災害	230	—	—	—
原因別建物半壊棟数（棟）	揺れ	7,220	—	—	—
	液状化	—	—	—	—
	土砂災害	537	—	—	—
原因別死者数（人）	建物倒壊	—	181	63	129
	火災（焼失棟数）	—	1	1	1
	土砂災害	16	—	—	—
	道路被害	1	—	—	—
	鉄道被害	5	—	—	—
建物被害による避難者数（人）	—	9,942	—	—	—
断水による避難者数（人）	1 日後	14,503	—	—	—
	4 日後	11,334	—	—	—
	1 か月後	7,519	—	—	—
帰宅困難者数（人）	当日	17,019	—	—	—
断水人口（人）	1 日後	49,429	—	—	—
下水道支障人口（人）	1 日後	9,653	—	—	—
停電（軒）	1 日後	10,835	—	—	—
通信支障回線（回線）	1 日後	7,174	—	—	—
ガス供給停止（戸）	1 日後	100	—	—	—



■防災訓練（救出訓練）



■災害対策本部図上訓練

関連図表

【南海トラフ地震・津波被害想定（本市の被害想定）】

外力情報				
震度別面積率（％）	震度 7	0	震度 5 強	57.3
	震度 6 強	1.1	震度 5 弱以下	20.2
	震度 6 弱	21.4		
最大津波水位（T.P.(m)）	2.3			
1m 津波の到達時刻(分後)	120			
浸水面積（ha）			1m 以上	109
	5m 以上	0	0.3m 以上	207
	3m 以上	微少	0.3m 未満	52



■要支援者搬送訓練



■オイルフェンス設置及び沖出し訓練

被害情報					
被害状況	種別	発災時刻			
		冬5時	夏12時	冬18時	
原因別建物 全壊棟数 (棟)	計	483	482	484	
	揺れ	251	251	251	
	液状化	19	19	19	
	火災	1	0	2	
	土砂災害	16	16	16	
	津波	196	196	196	
原因別建物 半壊棟数 (棟)	計	3,169	3,169	3,168	
	揺れ	1,887	1,887	1,886	
	液状化	594	594	594	
	土砂災害	37	37	37	
	津波	651	651	651	
原因別死者 数(人)	計	234	195	211	
	揺れ	13	8	11	
	(うち屋内収容 物落下等)	0	0	0	
	火災	0	0	0	
	土砂災害	1	1	1	
	津波	220	186	199	
	ブロック塀等の転 倒、落下物	0	0	0	
	交通(道路)	0	0	0	
避難者数 (人)	当日	2,159	1,576	1,788	
	1日後	2,159	1,576	1,788	
	1週間後	589	655	631	
	1か月後	304	338	326	
帰宅困難者 数(人)	当日	-	3,970	2,774	
断水人口 (人)	1日後	12,512	12,512	12,512	
下水道支障 人口(人)	1日後	1,112	1,112	1,112	
停電(軒)	1日後	87	87	87	
通信支障回 線(回線)	1日後	201	201	201	
ガス供給停 止(戸)	1日後	0	0	0	
災害廃棄物 等(千トン)	計	150～206	150～206	150～206	
	災害廃棄物	55	55	55	
	津波堆積物	95～151	95～151	95～151	

第5節 大切な命と地域を守る

施策13 消防・救急・救助体制の充実

基本方針

安全で安心なまちづくりを目指し、災害の初動体制及び広域応援体制の確立を図るとともに、消防署と消防団との連携強化、消防施設の充実強化に努めます。また、地域における自主的な防火・防災・救命技術を向上させ、市民と協働した消防・救急・救助体制の確立を目指します。

実施状況と課題

- 複雑大規模化する災害に対応するため、平成25年に西播磨地域3市2町による西はりま消防組合が発足しました。
- 平成28年に高機能消防指令センター³¹を運用開始し、指揮命令系統の一元化と効率的な部隊運用を実現し、消防力の強化と充実に努めています。
- 効率的・効果的な消防業務を推進するため、消防施設の整備や適正な人員配置に努め、更なる広域的な消防体制の確立を目指す必要があります。
- 高齢化により救急需要は年々増加傾向にあり、迅速かつ的確に対応する救急・救助体制が求められているため、医療機関・ドクターヘリとの更なる連携強化を図る必要があります。
- 火災予防思想の普及のため、地域における実践的な訓練や研修を行うとともに、防火対象物や危険物施設への予防指導を充実し、事業所等の防火管理体制の強化を図る必要があります。
- 消防団は、地域防災の要であることから、団員の確保や知識・技術の向上に努めつつ、団施設の計画的整備を行い、消防署と連携した消防体制の確立を図る必要があります。

関連図表

【消防団員数の推移】



■消防出初式 一斉放水

施策の内容

- (1) 消防署の消防力の強化 担当課：西はりま消防組合
- 自然災害や危険物事故等の大規模災害に対応するため、消防・救急・救助隊員の専任化による機動力の強化に努めるとともに、消防職員の高度な知識の習得と技術の向上など人材育成を推進し、消防体制の充実を図ります。
 - 災害の複雑化、大規模化に対応するため、消防車両、緊急車両及び資機材等の計画的な整備を行い、更なる消防力強化に努めます。

³¹ 高機能消防指令センター：119番通報及び緊急通報の受信、出動部隊の編制、出動指令、出動部隊に対する情報提供及び支援業務を行い、各種災害事案を管制する施設

(2) 救急・救助業務の充実……………担当課：西はりま消防組合

- 救急救命士の養成や救急隊員の教育訓練を充実させるとともに、メディカルコントロール体制³²の推進と医療機関・ドクターヘリ・県防災ヘリとの連携強化を図り、救命率の向上に努めます。
- 普通救命講習等により心肺蘇生法や応急手当技術を市民に広く普及し、救急体制を強化します。
- 救助事案に的確かつ迅速に対応するため、救助隊員の教育訓練を充実し、救助体制を強化します。

(3) 消防団の消防力の強化……………担当課：危機管理課

- 消防団への加入を促進し、団員の確保と組織力の強化に努めます。
- 消防団活動を充実するため、消防団車庫、消防車両及び活動に必要な装備品の整備を計画的に行うとともに、団員の教育訓練による消防技術と資質の向上に努めます。

(4) 火災予防の推進……………担当課：西はりま消防組合

- 火災予防活動や消防訓練を通じて、市民の防火意識の高揚と住宅防火対策の推進を図ります。また、防火対象物や危険物施設の査察や指導を強化するとともに、施設の維持管理の徹底を図り、火災予防や事故の未然防止に努めます。

(5) 消防水利の充実……………担当課：危機管理課

- 消防水利の基準に基づき、消火栓や防火水槽などを計画的に整備し、消防力の強化に努めます。

(6) 広域消防の推進……………担当課：危機管理課、企画課

- 西はりま消防組合の発足に伴い、播磨科学公園都市の消防事務のあり方について関係機関と協議を行い、早期に恒久的広域消防体制の確立を目指します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域ぐるみで消防意識を育みましょう。 ・普通救命講習会へ積極的に参加しましょう。 ・消防団に入団しましょう。	・事故防止・火災予防に努め、安心安全な職場環境をつくりましょう。 ・従業員等が地域の消防団員である場合、その人の団員活動に配慮しましょう。

³² メディカルコントロール体制：消防機関と医療機関との連携によって、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる。②実施した救急活動の医学的判断、処理の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。という体制

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
消防用車両更新数	台	—	10
平成 33 年度目標値の設定理由	車両の配置計画から設定 (所有台数 33 台のうち 10 台を更新)		
応急手当普及員講習受講者総数	人	301	421
平成 33 年度目標値の設定理由	過去の実績値から毎年 20 名の受講者を設定		
消防用設備等点検結果年間報告件数	件	781	1,249
平成 33 年度目標値の設定理由	消防用設備等点検結果報告推進計画から設定		
消防団員総数	人	1,381	1,500
平成 33 年度目標値の設定理由	条例定数を満たすことを目標に設定		



■西はりま消防本部 消防指令センター

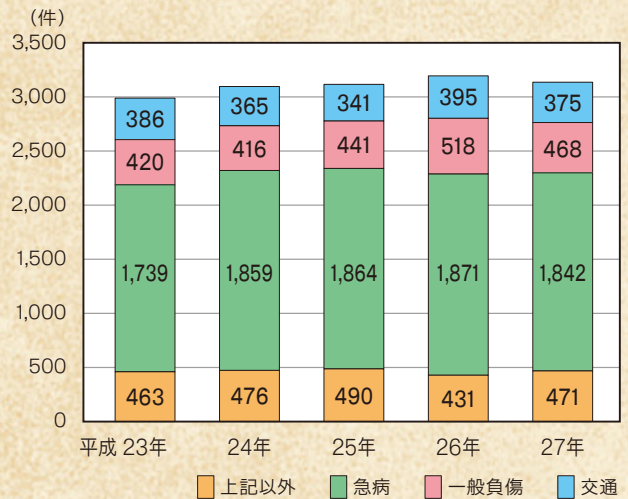


■中学 2 年生普通救命講習

関連図表

【事故別救急活動の推移】

区分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
交 通		386	365	341	395	375
一般負傷		420	416	441	518	468
急 病		1,739	1,859	1,864	1,871	1,842
上記以外	火災	21	15	15	13	9
	自然災害	0	1	0	0	0
	水難	5	1	2	5	3
	労働災害	31	34	36	23	39
	運動競技	19	21	26	23	36
	加害	16	9	15	10	10
	自損行為	36	22	24	25	29
	その他	335	373	372	332	345
	小 計	463	476	490	431	471
合 計		3,008	3,116	3,136	3,215	3,156



【消防施設の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)】

区分	庁舎施設	勤務数(人)	消防ポンプ自動車	はしご自動車	救助工作車	救急車	小型動力ポンプ付積載車	その他の車両	消火栓	防火水槽	その他の水利
たつの消防署	4	68	6	1	1	5	—	16			
消防団	47	1,374	19	—	—	—	29	—	3,278	218	182

【火災発生件数の推移】

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
建物	公共物	—	—	3	1
	住 宅	10	6	4	5
	工 場	6	5	1	3
	納 屋	3	3	4	1
	その他	2	3	5	—
	小 計	21	17	14	10
林 野	5	2	—	1	1
車 両	7	5	5	2	2
その他	4	4	5	2	9
合 計	37	28	24	20	22

第5節 大切な命と地域を守る

施策14 交通安全対策の推進

基本方針

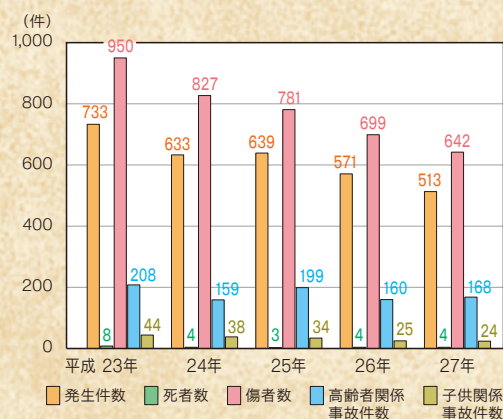
交通安全啓発活動の充実と子ども・高齢者・障害のある人の安全確保に重点を置いた交通安全施設整備に努め、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指します。

実施状況と課題

- 地域の住民や児童が参加し、道路利用者の視点による通学路の点検をしています。通学路における交通安全を確保するため、点検結果を踏まえた対策の推進が必要です。
- 安全で快適な道路交通環境整備のため、危険箇所交通安全施設を設置していますが、交通事故件数に占める高齢者の割合は高い状態であり、交通弱者を守るため、ソフト、ハードの両面から取組を行い、更なる交通安全対策を推進する必要があります。
- 交通安全協会、警察等関係機関と連携し、各種交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚に努めています。

関連図表

【交通事故発生状況の推移】



■交通安全啓発活動

施策の内容

(1) 安全・安心な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・担当課：建設課

- 高齢者をはじめだれもが安全で安心して通行ができる環境を整備するため、道路交通環境の点検を実施し、カーブミラー、防護柵、道路照明灯の設置等交通安全施設の充実に努めます。
- 歩行者が安心して道路を利用できるよう、歩道やグリーンベルト³³の整備を推進します。
- 自転車が安全に道路を利用できるよう、自転車通行空間の整備計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境を創出します。

³³ グリーンベルト：道路の路側帯を緑色に着色したもので、歩道が整備されていない区間において、車の運転者が車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして歩行者との接触事故を防止するもの。

(2) 交通安全意識の高揚 担当課：危機管理課

○市民・関係団体・行政が連携・協力の下、交通要所における立番や啓発グッズの配布等による啓発活動を実施し、積極的・継続的に交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。

○警察署、交通安全協会等と協力し、子どもや高齢者など年齢層に応じた交通安全啓発活動に取り組み、交通安全意識の高揚に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自動車・自転車・歩行者それぞれが交通マナーや安全に対する意識を高めましょう。 ・交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めましょう。 ・自転車保険に加入しましょう。 ・地域の住民や児童と行政が協働により実施する道路施設の点検活動に積極的に参加しましょう。	・従業員等に交通ルールの遵守を徹底させましょう。 ・地域が実施する交通安全啓発活動に積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
年間交通事故死傷者数	人	646	600
平成 33 年度目標値の設定理由		過去 5 年間の最低死傷者数を下回ることを目標に設定	



■グリーンベルト



■自転車教室

第5節 大切な命と地域を守る

施策15 暮らしの安全確保

基本方針

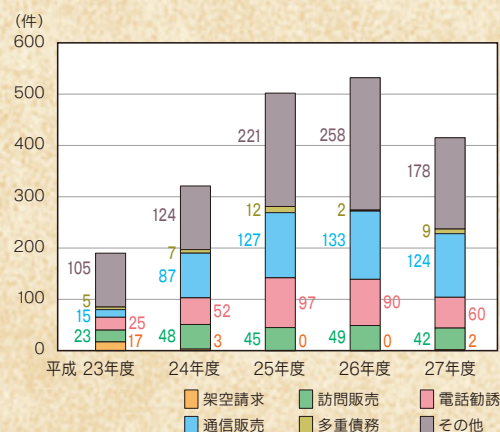
市民の安全・安心な暮らしを確保し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自己防衛意識の高揚を図るとともに、各種犯罪の抑止に努めます。

実施状況と課題

- 自治会や防犯グループなど地域団体への支援を行い、犯罪抑止の向上を図っています。
- 地域の見守り力向上を目的として、自治会や防犯グループ等の地域団体が積極的に設置している防犯カメラの費用を助成しています。
- 最近の国際情勢から、弾道ミサイルの発射実験や核開発、爆破テロの頻発など、平和と安全が脅かされており、不測の事態に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）や安否情報システムなどの情報システムの訓練を定期的に行っています。
- 多様化している消費者被害に対して、出前講座や街頭啓発、広報による啓発などを行い、消費者被害の未然防止に努めています。

関連図表

【消費生活相談の推移】



施策の内容

- （１）防犯体制の充実** 担当課：危機管理課
- レッドパトロール、青色防犯パトロール、地域ふれあいの会、まちづくり防犯グループなどによる市内巡回・犯罪抑止活動・防犯啓発活動を推進します。
 - 自治会などの地域団体が設置する防犯カメラに係る費用を継続して助成し、地域犯罪抑止を図るとともに、情報提供については、たつの防災防犯ネットを利用した防犯情報の迅速な配信に努めます。
 - 安全で安心な市民生活を確保するため、警察等関係機関と更なる連携協力に努めます。
- （２）国民保護体制の確立** 担当課：危機管理課
- 武力攻撃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、たつの市国民保護計画に基づき、関係機関との連携強化に努め、緊急時には正確な情報を把握し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による市民への迅速な情報提供や避難誘導、避難住民等の救援及び武力攻撃への対処などの確な保護措置の実施により、被害の軽減に努めます。

(3) 消費生活の安全確保 担当課：商工振興課

○インターネット・携帯電話によるトラブルや高齢者等を狙った悪質商法の被害が深刻化している中、関係機関と連携しながら、消費生活に関わる情報提供と消費者教育の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・一人ひとりが防犯意識を高め、自分でできる防犯を考えましょう。 ・地域ふれあいの会などの防犯グループの活動に積極的に参加しましょう。 ・自主的、自発的に警報をはじめメディア等による情報収集や、避難行動をとりましょう。 ・自助・共助の精神に基づき、近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めるとともに、各家庭においては、食料・飲料水等を備蓄しましょう。 ・積極的に消費者として正しい知識を習得しましょう。	・通学路や過去の犯罪発生場所へのパトロールなど、各種防犯活動に努めましょう。 ・防犯点検の実施や防犯設備の導入など、事業所における防犯対策の強化に努めましょう。 ・有事の際は、従業員は顧客等の避難誘導を、事業者は従業員等の安否確認を行い、避難はできる限り事業所単位で行動しましょう。 ・事業所等において、食料・飲料水等を備蓄しましょう。 ・消費者に対し必要な情報の提供に努めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
年間犯罪発生件数	件	492	413
平成 33 年度目標値の設定理由		県の目標値を参考に前年比 3 % 減少を目標に設定	

関連する計画

計画名 たつの市国民保護計画

期間 H19 ~

関連図表

【犯罪発生件数の推移】

(単位：件)

区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 23 年	722	4	17	522	58	4	117
平成 24 年	626	1	28	437	16	6	138
平成 25 年	578	4	33	422	8	4	107
平成 26 年	563	0	28	408	13	5	109
平成 27 年	492	1	20	342	17	2	110



■ 防犯啓発活動